

民法Ⅲ〔債権総論〕
(Civil Law Ⅲ)

2学期 土曜5・6時限
授業時間：75分×20回
単位数：2単位
履修年次：1年次

担当教員：本田純一
研究室：

授業の到達目標：

債権総論の基礎知識を現代民法体系のなかで位置づけることにより、債権法さらには民法財産法の理論及び実務への理解と関心を高める。

授業概要：

債権総論は、民法典第3編の前半に位置し、債権に共通する問題について考察する。債権総論における主要な項目は、1. 債権の目的、2. 債権の効力、3. 多数当事者の債権及び債務、4. 債権の譲渡、5. 債権の消滅である。

本講義では、それぞれの概要を説明するとともに、特に以下の括弧内の項目について判例を素材にして受講生とともに検討する。1. 債権の目的（種類債権の特定、利息制限法）、2. 債権の効力（第三者の債権侵害、安全配慮義務、履行補助者の故意・過失、債務不履行による損害賠償責任、履行遅滞・履行不能・不完全履行、債務不履行と瑕疵担保、受領遅滞、債権者代位権、詐害行為取消権）、3. 多数当事者の債権及び債務（不可分債権と不可分債務、連帯債務、保証債務）、4. 債権の譲渡（指名債権の譲渡）、5. 債権の消滅（債権の準占有者への弁済、弁済による代位、相殺）、などである。債権総論における諸項目は、民法総則、債権各論等における諸項目と密接に関連している。債権総論における諸問題を具体的、総合的に明らかにするため、必要に応じて、民法総則、債権各論等にも言及したい。

評価方法：

平常点20%、期末試験80%で評価する。

教科書：

本田純一・小野秀誠『新論点シリーズ・債権総論』（弘文堂）

参考書：

民法判例百選Ⅱ（債権、6版）、鎌田ほか『民事法Ⅱ（担保物権・債権総論）』（日本評論社）など。債権総論の体系書については、授業で紹介する。

授業計画：

債権総論の主要項目における基本的な考え方について、教科書の記述に沿って、判例及び学説上の論点を明らかにし、体系的、総合的に考察する。

〈債権の目的（第1回～第2回）〉

第1回 債権の意義と性質、債権の目的（第1講・第2講）

債権と物権との違い。契約締結上の過失などについて論じる。

第2回 種類債権の特定等（第3講）

債権には特定物債権と種類債権など、いくつかの種類がある。

特定物債権と種類債権とはどこが異なるか。制限種類債権とは何か。種類債権の特定とは、どのような意味を有するかについて考察する。関連する判例として、最判昭30・10・18民集9巻11号1642頁（民法判例百選Ⅱ1事件）などがある。債権の種類に、元本債権と利息債権がある。

〈債権の効力（第3回～第10回）〉

第3回 債務と責任、自然債務（第4講）

債務と責任の関係については、あまり教科書で触れられていないようなので、一時間を割いて講義したいと思う。

第4回・第5回 債務不履行の構造（第6講）～損害賠償の効果（第7講）

債務不履行の態様である履行遅滞、履行不能とは何か。それらと不完全履行とはどこが違うかなど、債務不履行の諸類型について考察する。関連する判例として、最判昭41・9・8民集20巻7号1325頁などがある。債務者が債務の本旨に従った履行をしないことを債務不履行という。債務不履行責任とはどのような責任であるか。債務不履行による損害賠償方法としては金銭賠償と原状回復があるが、両者の違いはどこにあるか。

債務不履行による損害賠償責任の要件と効果について考察する。関連する判例として、大判大7・8・27民録24-1658（民法判例百選Ⅱ6事件）などがある。

履行補助者の故意・過失責任についても論じる。

債務の履行は、債務者本人以外によっても行われている。

債務の履行において履行補助者とはどのような者をいうか。履行代行者とどこが違うか。履行補助者の故意・過失は、どのような意味を有するかについて考察する。関連する判例として、最判昭58・5・27民集37巻4号477頁（民法判例百選Ⅱ3事件）、大判昭4・3・30民集8巻363頁（民法判例百選Ⅱ5事件）などがある。

第6回 保護義務・安全配慮義務（第8講）

法律関係の付随義務として安全配慮義務が登場した。

安全配慮義務とは、何に根拠をもつどのような義務かについて考察する。関連する判例として、最判昭50・2・25民集29巻2号143頁（民法判例百選Ⅱ2事件）などがある。

第7回 受領遅滞（第9講）

債権者が受領を拒否し、または受領することができない場合を受領遅滞という。

受領遅滞とは何か、受領遅滞の法的性質、その効果などについて考察する。債権者には受領義務があるか、弁済の提供との異同等を明らかにする。関連する判例として、最判昭40・12・3民集19巻9号2090頁などがある。

第8回 債権者代位権（第11講）

(1) 債権者が、債権を保全するために、債務者に代わって債権者の権利を行使することができる権利を債権者代位権という。

債権者代位権の要件と効果を明らかにし、債権者代位権の典型的事例について考察する。関連する判例として、最判昭50・3・6民集29巻3号203頁（民法判例百選Ⅱ10事件）などがある。

(2) 債権者代位権の転用事例について考察する。関連する判例として、最判昭4・12・16民集8巻944頁（民法判例百選Ⅱ12事件）、大判明43・7・6民録16ー537（民法判例百選Ⅱ11事件）などがある。

第9回 詐害行為取消権（1）

債務者の行った法律行為によって債権者の債権が害された場合に、債権者がその法律行為を裁判上取り消すことができる権利を詐害行為取消権（又は債権者取消権）という。

詐害行為取消権の性質、要件と効果について考察する。関連する判例として、大判明44・3・24民録17ー117（民法判例百選Ⅱ13事件）などがある。

第10回 詐害行為取消権（2）

詐害行為取消権について、いくつかの事例を素材にして考察する。関連する判例として、最判昭36・7・19民集15巻7号1875頁（民法判例百選Ⅱ14事件）、最判平10・6・12民集52巻4号1121頁（民法判例百選Ⅱ15事件）などがある。

〈多数当事者の債権及び債務（第11回～第14回）〉

第11回 不可分債権と不可分債務（第19講）

多数当事者の債権及び債務には、いくつかの態様がある。

複数人が一個の不可分な給付を目的とする債権・債務を、不可分債権・不可分債務というが、それぞれの性質や内容について考察する。関連する判例として、最判昭36・3・2民集15巻3号337頁などがある。

第12回 連帯債務（第20講）

連帯債務とは、多数当事者の債務関係のうち、同一内容の給付について数人の債務者が独立して全部の給付をすべき債務負い、その1人が給付をすれば他の者も債務を免れる関係をいう。連帯債務の効力として、対外的効力、影響関係、内部関係について考察する。関連する判例として、最判昭34・6・19民集13巻6号757頁（民法判例百選Ⅱ23事件）、最判平10・9・10民集52巻6号1494頁（民法判例百選Ⅱ26事件）などがある。

第13回～第14回 保証債務（第21講、第22講、第23講）

保証債務は、主たる債務者が債務を弁済しない場合はその支払いをなすべき旨の、債権者と保証人との契約をいう。

保証債務の法的性質（独立債務性、付従性、随伴性、補充性）や保証債務の効力（催告の抗弁権、検索の抗弁権など）について考察する。関連する判例として、最判昭40・6・30民集19巻4号1143頁（民法判例百選Ⅱ24事件）などがある。

〈債権譲渡（第15回～17回）〉

第15回 債権譲渡と対抗（第25講）

債権は、譲渡することができる（例外がある）。債権として、民法は譲渡を前提としない債権（指名債権）と、譲渡を前提とする債権（指図債権、無記名債権、記名式所持人払債権）を掲げる。ただし、後者も商法の有価証券のような譲渡性を有しない。

指名債権の譲渡と指図債権の譲渡の違い、指名債権譲渡の対抗要件、債権譲渡特例法の意義などについて考察する。また、民法に規定のない債務引受などについても言及する。関連する判例として、最判昭48・7・19民集27巻7号823頁（民法判例百選Ⅱ27事件）、最判平11・1・29民集53巻1号151頁（民法判例百選Ⅱ28事件）などがある。

第16回 債権の譲渡性とその制限、将来債権の譲渡（第24講）

債権の譲渡禁止特約の効力および将来債権譲渡の有効性について最高裁の判例理論を中心に講義する。

第17回 債権譲渡と異議なき承諾（第26講）

異議なき承諾の法的性質や抵当権との関係について講義する。

〈債権の消滅（第18回～第20回）〉

第18回 債権の準占有者への弁済（第16講）

債権の準占有者に対してした弁済は、一定の場合に有効になる。

債権の準占有者への弁済が認められるための要件と、その要件が緩和されてきたことについて考察する。関連する判例として、最判平9・4・24民集51巻4号1991頁（民法判例百選Ⅱ38事件）、最判平5・7・19判時1489号111頁（民法判例百選Ⅱ39事件）などがある。

第19回 弁済による代位（第15講）

債権は、一定の場合に、消滅する。民法は債権の消滅原因として、弁済、相殺、更改、免除、混同を掲げている。

（1）弁済の提供とは何か、「債務の本旨」に従ったものとは何か、給付の内容、給付の場所・時期・費用負担、弁済の提供の方法などについて考察する。（2）弁済による代位とは何か、その法的性質、効果などについて考察する。関連する判例として、最判昭59・5・29民集38巻7号885頁（民法判例百選Ⅱ41事件）などがある。

第20回 相殺（第17講）

債権者と債務者が相互に同種類の債務を有する場合に、一方的意思表示によって双方の債務を対当額において消滅させることを相殺という。

相殺とはどのような性質を有するか。差押えと相殺をめぐる問題、相殺の担保的機能などについて考察する。関連する判例として、最判昭45・6・24民集24巻6号587頁（民法判例百選Ⅱ43事件）などがある。